

別記様式第1号(第四関係)

ど う し む ら の う そ ん ち く か っ せ い か け い か く
道志村農村地区活性化計画

や ま な し け ん ど う し む ら
山梨県・道志村

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	道志村農村地区活性化計画
都道府県名	山梨県
市町村名	道志村
地区名(※1)	道志村農村地区
計画期間(※2)	平成28年～平成31年

目 標 : (※3)

道志村は平成11年度にオープンしたどうし道の駅の直売所を核として、本村特産物のクレソンや刺身コンニャク、味噌などの農産物を販売し農業振興を図っている。しかし、既存の貯蔵施設では新鮮な野菜を長時間保存することが難しく、直売所へ集荷している量を制限している。また、農産物の種類も多くなく、固定商品のみへの売れ行きが懸念されている。

そこで、農林水産物貯蔵施設を整備することで、集荷量の制限が緩和され多種多量の農産物が消費者のもとへ提供されるとともに直売所の販売力が向上され、地域の農業所得向上にもつながると期待される。

また、貯蔵施設と併せて農産物処理加工施設を整備することで、農産物の高付加価値化を図り、直売所だけの販売ではなく新たな販路を確保し、地域農産物の販売額増額を目指すことで更なる地域活性化を図る。

そして、都市住民に集落ならではの魅力を積極的に推進し、6次産業化を促進するとともに、国際都市である神奈川県横浜市の水源地として、緑と清流の郷であることもPRして入込客数の増加を図ることで、地域振興並びに農業振興に努め地域の活力向上を目標としている。

具体的な目標としては、交流人口を現状の2,504,287人(計画期間前の平成25～27年度の交流人口)から2,583,000人(計画期間内の平成29年～31年年度の交流人口)の3.14%増加(プラス約8万人)とする。

(2,583,000人÷2,504,287人-1)÷0.0314

目標設定の考え方

地区の概要:

道志村は山梨県の東南端、神奈川県との県境に位置し、北は御正体山を始めとした山々を隔てて都留市、上野原市と、西は山伏峠を画して山中湖村と、南は大室山を境として神奈川県山北町と、東は神奈川県相模原市と隣接している。また、道志村から50km圏内には山梨県の中部や東京都杉並区付近までが含まれ、100km圏内には東京都、埼玉県、神奈川県が含まれます。150km圏内には、関東地方のほぼすべてと長野県、静岡県ほぼ全ての区域が含まれ、この圏域内の人口は3,500万人を超えている。

道志村の面積は79.57km²で、山梨県全体の1.8%を占めています。また、総面積に対する可住地面積の割合を見ると、6.1%となり県内で第25位/27市町村、可住地面積1km²あたりの人口密度は376.3人となり、県内第19位/27市町村となっており、平野が少ない山あいの地域に人口が点在している。

地域全体の農用地面積は361ha(出典:道志村農地台帳)で、主要な作物は水稲、クレソン、大豆などである。農業粗生産額は、平成11年の道の駅開業から増加に転じており、今後も道の駅を核とした農業振興が期待され、道志村の地味噌などを使った郷土料理、村内の美味しい水を活かした「豆腐」などの特産品を売り出している。また、新たな展開として道志村で生まれ育った道志ポークを使用した加工品や村内で生産されたゆずを活かした新たな加工品への取り組みも検討している状況である。

現状と課題

道の駅を中核とした農業振興を図り、H25年に富士山が世界文化遺産に登録されたことに伴い観光客も増加し、施設の利用者数は多い。また、各々の担い手が農産物を持ち込み、「道の駅 どうし」で村特産物のクレソンや刺身コンニャク、味噌などの農産物を販売し農業振興を図っている。

しかし、販売される農産物の種類に限られることや無加工による商品のバリエーションが乏しいところもあり、増大した利用者のニーズに応えられていない面もある。また、道志村では、農産物が東西に流れる道志川流域に散在しており、零細農家が多く、高齢化、後継者不足等が進行してきていることから地域振興、農業振興に支障をきたす恐れがある。村内の人口も年々減少しており、地域一体とした交流を改めて検討していく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

①施設の拡大

…農林水産物貯蔵施設を整備することで、集荷量の制限が緩和され多種多量の農産物が消費者のもとへ提供されるとともに直売所の販売力が向上され、地域の農業所得向上にもつながる。

また、貯蔵施設と併せて農産物処理加工施設を整備することで、農産物の高付加価値化を図り、直売所だけの販売ではなく、新たな販路を確保し地域農産物の販売額増額を目指し更なる地域活性化を図る。

②交流人口の増加

…神奈川県横浜市の水源地として位置づけられている「美味しい水」を活用して新たな特産品の確立を目指し、また、「美味しい水」を都市への情報発信を行い、観光協会や道志村が実施しているイベントと連携して都市住民との交流人口増を図る。

③雇用の確保

…交流人口の増加に対応するため施設の拡大を行い、販売額の収益から拡大施設の新規従業員として地元の女性や農家などを積極的に雇用する予定である。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
道志村	道志村農村地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	道志村	有	イ	
道志村	道志村農村地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	道志村	有	イ	
道志村	道志村農村地区	地域資源活用交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	道志村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

3 活性化計画の区域(※1)

道志村農村地区(山梨県道志村)	区域面積(※2)	7,957ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積7,957haのうち農林地面積は7,829haで98%を占め、うち、農用地面積は361haで全体の4.5%に留まっている。また、全就業者における農林業従事者の割合が9%となっており、限られた農用地面積の中においても営農を営んでおり、今後の地域振興に対しても農林漁業が貴重な地域となっている。 (道志村森林簿・農地台帳、国勢調査H22)		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は平成17年度の2,051人から平成22年度の1,919人まで減少しており(6.4%減)、農業就業人口(販売農家)については平成17年の177人から平成22年の70人まで急速に減少が進んでいる(252.8%)。このことから、農業就業人口の減少を抑制し、地域活性化を図ることは急務であるため、定住等及び地域間交流を促進することは有効かつ適切である。 (農林業センサスH22、国勢調査H17、国勢調査H22)		
③法第3条第3号関係: 当該区域内において、市街地を形成している区域は含まれていない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)		市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別		種別(※3)

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画主体である道志村が、計画最終年度の翌年度に道志村観光客数入込調査結果により、道の駅、及び関連施設全体を含めた交流人口の増減を把握した上で、第三者等に意見を聞くなどして目標の達成状況の検証を行い、村と県において評価し、結果を公表する。